



20歳になったら国民年金！

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることとなります。

▶ 問合せ 役場保険医療課

● 国民年金の種類

国民年金の被保険者は、それぞれの立場により次の3種類に分かれます。

第1号被保険者

20歳以上60歳未満の
農業者・自営業者・
学生・無職の人等

【保険料】

毎月決まった保険料を
ご自身で納めます。

第2号被保険者

会社員や公務員等

【保険料】

保険料は給料から
差し引かれます。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されて
いる20歳以上60歳未満の配偶者
(年収130万円未満)

【保険料】

ご自身で納める必要はありません。
第2号被保険者の加入している
年金制度が負担します。

● 国民年金(基礎年金) 3つのメリット

- ① 老齢基礎年金 老後を支えます
- ② 障害基礎年金 病気やけが等で障がいの状態になったときに支えます
- ③ 遺族基礎年金 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます



● 国民年金加入の流れ

20歳になると日本年金機構から、国民年金に関する通知が届きます。
加入の手続きが必要ですので、下記の流れに沿って手続きを行ってください。

STEP 1

「国民年金資格取得届」 を提出

年金機構から「国民年金資格取得届」が届きます。「国民年金資格取得届」に必要事項を記入の上、年金事務所等へ持参してください。

STEP 2

「年金手帳」が届く

保険料納付の確認や、将来、年金を受取る際に必要です。大切に保管してください。
※第2号被保険者等の人には年金手帳は届きません

STEP 3

保険料を納付

第1号被保険者の人に、3月までの納付書がまとめて届きます。金融機関やコンビニ等で納付してください。(保険料は誕生日の前日が含まれる月の分から支払います)

収入等がなく保険料を納めることが困難な場合は、「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(30歳未満)等の保険料納付猶予制度があります。

詳しくは、半田年金事務所 ☎ 21-2322) または役場保険医療課国民年金担当までお問合せください。